

文書分類番号	G030
保存期限	10年

広交規第1688号

平成26年12月16日

各 警 察 署 長 様

交 通 部 長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱いについて（通達）

行政書士又は行政書士法人が、自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を作成又は提出した場合における取扱いについては、「行政書士法及び行政書士法施行規則の一部改正に伴う自動車保管場所証明事務等の取扱いについて」（平成16年8月25日付、広交規第747号）により運用しているところであるが、代理人が、申請書等を作成又は提出した場合における取扱い上の留意事項については、次のとおりであるので、関係職員への周知徹底を図り、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「行政書士法及び行政書士法施行規則の一部改正に伴う自動車保管場所証明事務等の取扱いについて」（平成16年8月25日付、広交規第747号）は、本通達をもって廃止する。

1 委任状の取扱いについて

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、代理権を授与されていることを確認すること。

2 本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等について、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取扱うこと。

3 申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正について、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めること。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

4 申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

5 復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

本件担当 交通規制課保管場所管理係
警電 705-426, 427